

# 自動車税（種別割・環境性能割）軽自動車環境性能割 減免申請提出書類の変更のお知らせ

福島県では、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」又は「戦傷病者手帳」をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方に対し、自動車税（種別割・環境性能割）の減免を行っておりますが、**令和4年4月1日**から取扱いが一部次のおり変更となります。

## 【変更内容】

**障がい者と同居中で生計同一の方が運転される場合**の提出書類が、次のとおり変更となります。

現在の提出書類

「減免申請書兼申立書」

「身体障がい者等のために運転する旨の証明書（生計同一証明書）」

変更

令和4年4月1日以降の提出書類

「減免申請書兼申立書」

「障がい者の世帯全員の住民票」※1

運転者・所有者が世帯分離している場合は、運転者・所有者それぞれの世帯全員の住民票も必要です。

〔東日本大震災及び福島第一原発事故により指定市町村※2から避難中で住民票を異動していない方は、原発避難者特例法に基づく「届出避難場所証明書」※1でも可。〕

※1：有効期間は市町村発行の日から2か月。コピー不可。

※2：いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

市町村福祉担当部署での生計同一証明書申請  
手続を不要とすることで、事務手続を簡素化し  
利便性を高めます。

(注)このほかにご提示いただく書類等があります。

## 【減免に関するお問い合わせ先】

地方振興局県税部	所在地	電話番号	所轄区域
県北地方振興局県税部	福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階	024-521-2702	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1261	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1519	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5261	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島 字根小屋甲4277-1	0241-62-5214	南会津郡
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区 錦町1丁目30	0244-26-1127	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6025	いわき市

申請内容に変更が生じた場合には、速やかに最寄りの地方振興局県税部へ届け出るようお願いします。

福島県

